

上島町えひめ版応援金（第2弾）概要

新型コロナウィルス感染拡大に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、応援金を給付します。

応援金の額

法人：30万円（うち上島町上乗せ分10万円分）

個人事業主：15万円（うち上島町上乗せ分5万円分）

応援金の対象

上島町内に本社を有する中小企業者（法人、個人事業主）

※税務申告をした農林漁業者も対象となります。

ただし、**以下の事業者は対象外**となります。

- ・令和3年6月～9月を対象とした営業時間短縮等協力金の対象者
- ・令和3年6月～9月の間を対象とした月次支援金の受給者

応援金の給付要件

・令和3年6月～9月のいずれかの月（対象月）の事業収入（売上）が、平成31（令和元）年または令和3年同月（比較対象月）と比較して**30%以上減少**していること。

・令和3年6月～9月のうち任意の連続2か月（対象2か月）の事業収入（売上）が、平成31（令和元）年または令和3年同月（比較対象2か月）と比較して**連続して15%以上減少**していること。

- ・年間売上が法人240万円、個人事業主120万円以上であること。
- ・感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等であること。
- ・応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

※2019年又は2020年同月との比較が適当でない事業者については、特例（創業・新規開業特例、事業承継特例、法人成り特例）を設けております。詳細は申請要領をご確認ください。

応援金の申請

給付申請書に関係書類を添えて、上島町産業振興課へご提出ください。様式等は、上島町ホームページからダウンロードすることができます。

提出書類

1. 納付申請書（様式第1号）
2. 宣誓書（様式第2号）
3. 応援金の振込先口座の通帳の写し
(第1弾受給者で振込口座が同じ場合は省略可能)
4. 法人代表者又は個人事業主の本人確認書類の写し
5. 対象月又は対象2か月の事業収入（売上）が確認できる書類
(売上台帳の写し等)
6. 比較対象月又は比較対象2か月の事業収入（売上）が確認できる書類

【法人】

法人税確定申告書（別表一）及び法人事業概況説明書の控え

【個人事業主】

○青色申告者

所得税確定申告書（申告書B）第一表及び青色申告決算書の控え

○白色申告者

所得税確定申告書（申告書B）第一表の控え及び収支内訳書

受付期間

令和3年10月20日（水）から令和4年1月31日（月）まで

申請・お問合せ先

上島町産業振興課 MAIL : sangyo-shinko@town.kamijima.ehime.jp

せとうち交流館
(申請・お問い合わせ)

〒794-2506愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1037-2
TEL : 0897-77-2252 FAX : 0897-77-2292

岩城総合支所
(申請のみ)

〒794-2492愛媛県越智郡上島町岩城1427-2
TEL : 0897-75-2500 (代表) FAX : 0897-75-2852